



特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度

:

:

法人名

別表三(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算(円)									
課税留保金額					税額				
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((21) 又は (3,000 万円 × $\frac{\quad}{12}$) のいずれか少ない金額)	1	G01	000	(1)	の 10 % 相 当 額	5	G05		
年3,000万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 (((21) − (1)) 又は (1 億円 × $\frac{\quad}{12}$ − (1)) のいずれか少ない金額)	2	G02	000	(2)	の 15 % 相 当 額	6	G06		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21) − (1) − (2)	3	G03	000	(3)	の 20 % 相 当 額	7	G07		
計 (21) (1) + (2) + (3)	4	G04	000		計 (5) + (6) + (7)	8	G08		
課税留保金額の計算(円)									
当期留保金の計算	留保所得金額 (別表四「52の②」)		(内)	住民税額の計算の基礎となる法人税額	住民税額の計算の基礎となる法人税額	22	G23		
		G09							
		G10							
	前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	G11		中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」−「11」−「17」) − (別表六(六)「9の②」+「9の③」+「9の⑤」から「9の⑧」までの合計+「9の⑯」から「9の⑳」までの合計+「9の㉑」から「9の㉒」までの合計)	23	G24		
	当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11	G12						
	法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額の合計額 (((別表一「2」−「3」+「4」+「6」+「9の外書」−「11」−「18」) − 別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+((別表一「31」+「32」−「36」−「94」) − (別表六(五の二)「5の③」 − (別表一「2」−「3」+「4」+「6」+「9の外書」))と0のいずれか多い金額)+((別表一「50」+「51」−「55」−「71」)と0のいずれか多い金額) − ((別表六(五の二)「5の③」 − (別表一「2」−「3」+「4」+「6」+「9の外書」) − (別表一「31」+「32」))と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0)	12	G13						
	住民税額 (28)	13	G14		住民税額 (22) 又は (23) × 10.4 %	24	G25		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14	G15						
	法人税額等の合計額 (12) + (13) − (14) (マイナスの場合は0)	15	G16						
	通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16	G17	特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額) × 40 %	25	G26		
	通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17	G18		調整地方税額に係る控除額 ((24) + (別表一「11」+「17」) × 10.4 % − (別表六(二)付表六「7の計」) × 10.4 %) × 20 % (マイナス の 場 合 は 0)	26	G27		
	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18	G19		住民税額から控除される金額 (25) 又は (26) のいずれか少ない金額)	27	G28		
	当期留保金額 (9) + (10) − (11) − (15) + (16) − (17) − (18)	19	G20						
	留保控除額 (別表三(一)付表一「34」)	20	G21						
課税留保金額 (19) − (20)	21	G22	000	住民税額 (24) − (27)	28	G29			